

畜産施設衛生管理強化支援事業実施基準

制定 令和3年4月1日

改正 令和4年4月1日

改正 令和7年4月1日

畜産施設衛生管理強化支援事業補助金交付要綱（令和3年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき実施する事業について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

1 補助事業における採択基準

- (1) 実施主体が、自己資金又は他の補助により事業を現に実施し、又は既に終了している場合には、補助の対象外とする。
- (2) 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業において、補助金等の交付を受けている施設、機械装置及び資材は、補助の対象外とする。
- (3) 整備を行う施設は、原則として実施主体が所有する施設を補助対象とする。
- (4) 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。
- (5) 本事業の補助対象機械装置及び資材等の導入は、原則として新品を対象とする。
- (6) 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設の処分に要する費用は、補助の対象外とする。
- (7) 畜産物処理加工施設及び畜産加工品製造施設の整備、機器導入は、HACCP に沿った衛生管理を行うために必要な費用を補助対象とする。
- (8) 畜産加工品製造施設の整備及び加工関連機械装置の導入等は、畜産加工品の主たる原材料が県産畜産物である場合に補助対象とする。
- (9) 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

2 補助事業の内容及び補助対象経費

(1) 衛生管理の強化

補助対象経費	補助対象となる経費、事業実施に当たっての留意事項
飼養衛生管理資材・機械装置	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵、防鳥ネット等の資材費及び請負工事費 ・車両消毒装置等の機材費、修繕費及び請負工事費
家畜飼養管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・牛舎、豚舎、鶏舎等の整備、改築、修繕に係る資材費及び請負工事費 ・施設に係る資材費と請負工事費の補助限度額（ストール・ゲージ等付帯部分を除く）は次のとおりとする。ただし修繕の場合は除く。 肉用牛舎 29千円/㎡（税抜） 乳用牛舎 45千円/㎡（税抜） 一般豚舎 45千円/㎡（税抜） 分娩豚舎 59千円/㎡（税抜） 鶏舎 48千円/㎡（税抜）
家畜排せつ物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥舎、浄化処理施設等の整備、改築、修繕に係る資材費、機材費及び請負工事費 ・施設に係る資材費、機材費及び請負工事費の補助限度額は次のとおりとする。ただし修繕の場合は除く。 堆肥舎（付帯設備を除く） 45千円/㎡（税抜） 尿貯留施設（1,000 m³未満） 30千円/㎡（税抜） （1,000 m³以上） 25千円/㎡（税抜）
家畜排せつ物処理機械装置	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥発酵攪拌装置、切返作業機、堆肥散布機等の機材費、修繕費及び請負工事費
飼料関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料保管庫、飼料調整施設等の整備、改築、修繕に係る資材費及び請負工事費 ・施設に係る資材費と請負工事費の補助限度額は次のとおりとする。ただし修繕の場合は除く。 飼料保管庫 45千円/㎡（税抜） 飼料調整施設 50千円/㎡（税抜）
死亡畜保管施設	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡畜保管庫等の整備、改築、修繕に係る資材費及び請負工事費
畜産物処理加工施設・機械装置	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCPに対応した食肉処理場、食鳥処理場等の整備、改築、修繕に係る資材費及び請負工事費 ・HACCPに対応した食肉処理加工機器等の機材費、修繕費及び請負工事費

※機械装置の設置に係る受電施設の整備費は、補助対象外とする。

(2) スマート畜産の導入（作業の省力化）

補助対象経費	補助対象となる経費、事業実施に当たっての留意事項
飼料給与関係機械装置	・自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、餌寄せロボット等の機材費及び請負工事費
畜舎温度制御機械装置	・換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置、畜舎温度管理制御システム、自家発電機等の機材費及び請負工事費
家畜飼養管理機械装置	・発情発見機、分娩監視装置、その他個体装着型家畜管理装置、哺乳ロボット等の機材費及び請負工事費
搾乳関係機械装置	・搾乳ユニット自動搬送装置、搾乳ロボット、乳頭洗浄機、オートサンプラー等の機材費及び請負工事費
衛生管理高度化機械装置	・畜舎洗浄・清掃ロボット、ふん尿除去機械装置、脱臭関係装置等の機材費及び請負工事費
畜産物管理機械装置	・自動集卵装置、洗卵・選別機械装置等の機材費及び請負工事費

※機械装置の設置に係る受電施設の整備費は、補助対象外とする。

(3) 生産性の向上及び効率化

補助対象経費	補助対象となる経費、事業実施に当たっての留意事項
飼料製造関係機械装置	・刈取機、ラッピングマシーン、飼料攪拌混合機等の機材費、修繕費及び請負工事費
堆肥量産関係機械装置	・ペレットマシーン、袋詰め作業機、堆肥切返機等の機材費、修繕費及び請負工事費
電力安定供給機械装置	・非常用電源、非常用発電機等の機材費、修繕費及び請負工事費
畜産加工品製造施設・機械装置	・食肉加工施設、乳製品加工施設等の整備、改築、修繕に係る資材費及び請負工事費
	・ミルク用殺菌機、冷蔵冷凍庫等の機材費、修繕費及び請負工事費
家畜市場・機械装置	・子牛市場、監視装置、せりシステム関連機器、体高計等の機材費、修繕費及び請負工事費
その他生産性及び効率化の向上に資する機械装置等	・生産性の向上及び効率化の向上に資すると判断できる機械装置等の機材費、修繕費及び請負工事費

※機械装置の設置に係る受電施設の整備費は、補助対象外とする。

附 則

この実施基準は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

この実施基準は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

この実施基準は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。